

令和2年度

第1回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和2年4月17日（金）午後2時30分から午後3時45分

2 開催場所 静岡市役所静岡庁舎新館17階 171、172会議室

3 出席委員（19人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 14番 西子 親慶 15番 仁藤 雅巳

16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭 18番 松永 一雄

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員11番 鈴木 長一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第1号 令和元年度静岡市農業委員会事業報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 令和2年度静岡市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 青島 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、
農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主幹兼農地係長
望月 嘉里、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美、主任主事 山本 雄

輝

7 会議の概要

議長 ただ今から令和2年度第1回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、11番 鈴木 長一委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

9番 杉山 寿朗委員、10番 鈴木 茂樹委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第1号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第1号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり6件でございます。

議長 それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

5番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号3番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。譲受人は規模拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買にて所有権を移転するものです。

6番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号4番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、申請に及んだものです。整理番号5番、6番は同一案件のため、併せて説明させていただきます。駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、お互い隣接する農地の境界のなりを整えるため、交換による所有権移転をするものです。

8番 以上、職員から説明がありました3件については、4班としては許可相当と判断

しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第2号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり1件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は農園を営む同業者で組合を組織しています。これまでこの組合で観光農園利用者の駐車場を共同管理し、事業を営んできました。しかし同業者の高齢化で組合を運営することが困難となり、組合が解散することとなりました。このため、今回農業用露天駐車場を整備したく、申請に及んだものです。農地区分は、農用地区域内農地及び第1種農地です。この案件は、不許可の例外の農業用施設用地に該当します。なお、他法令の許可書等の写しも添付されています。

8番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 駐車場の規模について、説明をお願いします。

事務局 駐車場使用台数の平均台数30台としております。

議 長 他に発言もないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第3号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり6件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

1班です。整理番号1番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、学校法人であります。申請事由ですが、現在、職員・保護者用等の駐車場を借りておりますが、園児送迎用バスのスペースが不足しているため、所有者に相談したところ話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても、他に適地はなく転用面積も適当と思われます。

5番

以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

2班です。整理番号2番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現在借家にて生活しておりますが子供の成長とともに手狭になったため住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地ですが不許可の例外、にじみ出しに該当します。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われます。整理番号3番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は現在借家にて生活しておりますが子供の成長とともに手狭となり、本申請地に住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われます。

6番

以上、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号4番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は現在借家住まいをしておりますが、結婚に伴い自己用住宅を建築したく、所有者である祖父に相談したところ話がまとまり、今回申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても、他に適地はなく転用面積も適当と思われます。整理番号5番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、県外に本社をおき、主にリフォーム業を営む法人です。申請事由ですが、申請者は太陽光発電事業も行っており、発電事業に最適な土地を探していたところ、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。山林と併せた事業計画地では、

パネルを南向きに傾斜角10度で2,136枚設置し、発電出力は499.5Kwを予定しています。また、今月より施行された、静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインに先立って、関係各課を回り必要な届出を行っております。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても、他に適地はなく転用面積も適当と思われます。

7番 以上、職員から説明がありました整理番号4番につきましては、3班としては許可相当と判断しました。整理番号5番につきましては、地区審査会で現地調査、総会前聞き取り調査を実施しましたので、報告します。会社の概要ですが、資本金3,000,000円、設立が平成14年4月1日です。仕事の内容としては、職員から説明があったように、主としてリフォーム工事、建設工事をしております。工事計画ですが、地形に合わせ太陽光発電設備を設置し、設置面をしっかりとシート等で蓋う形にし、申請地の形状をあまり変えない工事を進める予定とのことです。安全面では、周囲をフェンスで囲み動物等の侵入を防ぐ予定でおります。以上のことから、整理番号5番についても、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 4班です。整理番号6番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は運送業を営む法人です。申請人は事業の売上が順調に伸びていることに伴い、保有車両台数が増加している状況です。このため、本社敷地内の車両置場及び申請地北側の賃借する露天駐車場が手狭となっていることから申請に及んだものです。事業計画では本社敷地内にある車両の一部を移転し、4トン車1台及び2トン車6台計7台を駐車する計画になっております。農地区分は第2種農地で、隣接農地への被害防除、排水等については問題なく、転用面積も適当と思われます。

8番 ただ今、事務局から説明のありました1件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

5番 整理番号5番について、山林敷地だけでは、設置できないのか。なぜ、農地を必要とするのか、説明をお願ひします。

事務局 通路部分が足りないため、農地を必要とします。

5番 農地部分にも、パネルは設置されるのか。

事務局 設置いたします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第4号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第4号朗読】**

申請は8ページに記載のとおり1件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 整理番号1番、葵区の案件です。現況は山林です。証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年3月27日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真を確認していただきました。

6 番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第4号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第5号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第5号朗読】**

申出は10ページ、11ページに記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 整理番号1です。当該生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月27日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号2です。当該生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農作業に従事していました。3月30日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号3です。当該生産緑地は平成21年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月31日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 　　ただいまの議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　他に発言もないようですので、議案第5号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第5号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第1号朗読】

事業報告は13ページから22ページに記載のとおりでございます。内容については、副会長から概要説明をお願いいたします。

12番 　　議案書の13ページをご覧ください。1の実施概要を読み上げます。本市は、海岸から山間地まで自然的・社会的条件の異なる広い区域において、都市部にあつては平坦な農地、中山間地域にあつては傾斜地を利用した農業が営まれており、良好な環境や景観を維持する多面的機能や、良質な農産物を提供している。しかしながら、農業を取り巻く状況は全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害、耕作放棄地の拡大、更に消費者の求める食の多様化への対応など、様々な問題をかかえている。このような中、平成27年9月には農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、この改正により、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進を三本の柱として農地等利用の最適化の推進を強力に進めていくことが法令業務として位置付けられた。これを受け、令和元年度は、次のとおり実施してきた。担い手への農地利用の集積・集約化においては、認定農業者、新規就農者を中心に集積を進め、令和元年度末の担い手への農地集積面積は、1,581haとなっている。このうち貸借面積の約60%に当たる246haが農地中間管理事業によるものである。耕作放棄地の発生防止・解消においては、遊休農地約12.4haを解消するとともにB分類農地約15.1haの非農地化を実施した。新規就農者の参入促進においては、令和元年度から、葵区新聞地区の自然薯、清水区駒越地区の枝豆で、JAを事務局とする地域受入連絡会が、就農希望者を受入れ、研修を実施し、独立自営就農に結び付けていく事業が開始された。地域受入連絡会の委員として、農業委員、農地利用最適化推進員が参加、令和元年11月から20歳代、30歳代の若者2名の研修が現地で行われている。また、本市の農業が社会・経済環境の変化に敏感に対応し発展できるよう、地域農業者の意見を組み入れ、農業委員会は、農業者の代表

として、国・県・市に対し、農業関連施策の拡充等について、要望活動を実施しました。以下、事業の報告は事務局より行います。

事務局

引き続き、事務局より報告をします。13ページ下段2の農業委員等及び職員の構成ですが、農業委員20人、農地利用最適化推進委員37人、事務局職員21人でした。14ページをご覧ください。3の会議等の開催状況ですが、(1)総会運営委員会の開催状況は、4月9日の第1回開催から、3月6日の最終開催まで月1回計12回開催し、総会に提出する農地法申請の議案等を審議しました。(2)地区審査会の開催状況は、ご覧のとおりです。総会運営委員を除く委員16名を、各月ごと4班に分け、班ごとに農地法申請の事前審査ならびに現地調査を実施しました。(3)総会の開催状況は、15ページ、16ページにかけて記載しておりますが、昨年度は農業委員の改選の年でありましたので、4月1日辞令交付に続き、第1回の開催、その後、月1回計13回の総会を開催しました。各回における主な議題等はこちらのとおりです。1枚めくっていただきまして、16ページ下段(4)各種会議開催状況は記載のとおりです。農政対策委員会・農地最適化委員会の各専門委員会等に分かれて開催しました。次に17ページです。(5)研修会・視察研修の実施状況は、記載のとおりです。総会後の事務局職員による制度説明等の実施を含め、研修を9回、1泊2日の視察研修を1回開催しました。続きまして、同じく17ページの中段をご覧ください。4の農政関係業務ですが、遊休農地対策は、納税猶予農地、生産緑地、前年度の3条許可農地、利用権設定農地等について、8月から9月にかけて現地調査を実施しました。これにより遊休農地としてリストアップされた182筆の所有者に対して、11月に農地利用状況ならびに意向調査を行いました。令和元年度は、農業委員の地道な活動により、211筆の遊休農地が解消されました。また、B分類の非農地通知の発出を143筆155,400㎡余り実施しました。(2)要望活動の実施状況は、市への農業施策に関する要望を9月18日に市長あてに行いました。また、同日に市議会正・副議長に対して、要望書の提出報告と説明を行いました。1枚めくっていただきまして、18ページをご覧ください。(3)広報活動の実施状況は、6月1日と12月1日に広報紙を発行し、市内農家に配付しました。(4)農業委員及び農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出状況ですが、農業委員972枚、農地利用最適化推進委員1,242枚、計2,214枚のカードが提出されました。活動形態別の内容等につきましては、記載のとおりです。(5)農業者年金受託業務の実施状況は、アの旧制度の

年金受給者数は、経営移譲年金361人、老齢年金816人、イの新制度の年金加入者数は、政策支援加入者5人、通常加入は10人が新たに加入し、加入者の累計は73人となっています。続きまして、19ページをご覧ください。(6)その他農政業務は、記載のとおりです。アの相続税納税猶予に関する業務では、適格者証明等合計で99件発行しました。イの生産緑地の農業の主たる従事者証明は、合計で50件発行しました。中段5農地業務の内容ですが、(1)農地法関係事務は、ご覧のとおりです。アの権利の移動である3条申請に関しては、121件の許可がなされました。121件のうち、1件が農家創設、1件が農地所有適格法人、4件が農地法第3条第3項に係る許可でした。1枚めくっていただきまして、20ページをご覧ください。イの3条の3に係る届出件数は、相続が239件、持分放棄2件、時効取得3件でした。ウの農地転用件数は、4条届出が267件、4条許可が21件、5条届出が554件、5条許可が109件、全体で950件でした。エの賃貸借権の合意による解約の届出である18条第6項に係る通知は計138件でした。続きまして、25ページをご覧ください。国有農地等関係事務処理状況につきましても、記載のとおりです。国有農地は戦後の農地改革により、小作人へ売り渡すために、国が地主から所有権を取得した土地です。そのほとんどは、耕作目的で売り渡し、または耕作目的以外で売り払い、処分されてきましたが、現在なお国の所有として残っている土地のことです。開拓財産は、戦後、国が山林原野等の開墾されていない土地を取得して、これを開拓者などに売り渡しましたが、特別な事情により売り渡しができなかつたり、国が買戻しをしたりして、現在も国の所有として残っている土地です。これらの土地は、農林水産省所管の国有財産ですが、その管理については、農地法に基づき、県が行っており、静岡市内にある記載の71件については、調査等市も協力して行っています。(3)各種証明書交付状況は記載のとおりで、交付証明・非農地証明等の各種証明書を157件交付しました。(4)令和元年度農地法等月別事案処理一覧表は、次ページ22ページをご覧ください。総会ごとに事案の種類及び処理件数ならびに処理面積を記載してあります。ご確認ください。なお、今報告をさせていただきました令和元年度静岡市農業委員会事業報告書につきましては、本日の資料として皆様のお手元に、別途資料1として同じものをお配りしておりますので、こちらはお持ち帰りいただきまして、改めてご覧いただけたらと思います。報告は以上です。

議長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 (3) 提出証明書が0件になっているが、提出証明書とは、どのようなものか教えてください。

事務局 議 長 その場で、提出したものを証明するものです。通常は、交付証明を取ります。よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。次に、報告第2号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第2号朗読】

通知は24ページ、25ページの14件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

16番 134番、136番について内容を詳しくお願いします。

事務局 議 長 宅地の一部として利用するため、全部解除いたしました。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。次に、報告第3号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第3号朗読】

届出は27ページから33ページの69件がございました。その内訳は、4条の転用が25件、5条の転用が44件で、いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。次に、報告第4号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第4号朗読】

届出は35ページ、36ページの28件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。次に、報告第5号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第5号朗読】

人事異動等の内容につきましては38ページに記載のとおりでございます。

議 長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第1回総会を閉会いたします。